

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	仕 様 書 番 号	
ビジョンカーレンタル賃貸借	第 号	
	作 成	令和 8 年 8 月 2 8 日
	作 成 部 隊 等	東北方面総監部人事部募集課 曹長 小野里 知子

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、東北方面総監部が実施するビジョンカーレンタル賃貸借について適用する。

1.2 一般的条件要求事項

本使用書に規定していない事項は、運営している業者の指定する仕様書及び社内企画並びに商習慣による。

2 役務に対する要求

2.1 借上げ期間及び借用地

調達要領指定書により指定する。

2.2 種類及び数量

調達要領指定書に指定する。

2.3 役務内容

調達要領指定書に指定する。

2.4 その他

- a) ビジョンカーの借用及び返納の細部については官側との調整による。
- b) ビジョンカーの故障等による被害等の免責については、官側の責めによるもの以外は契約相手方負担とする。

3.1 広告を掲載する場所

ビジョンカーを掲載する場所は、仙台駐屯地内（基本訓練場～中央道付近）とする。

3.2 掲載期間

掲載期間は、令和 8 年 9 月 2 6 日（土）・令和 8 年 9 月 2 7 日（日）の 2 日間とする。

3.3 掲出時間

午前 7 時から午後 5 時までの間に、官側が提供したデータ内容を表示すること。

3.4 掲載内容及び数量

官側からデータ（U S B）を提供する。なお、データの提供方法について官側との調整による。

3.4.1 掲載内容の変更

掲載内容は、官側からの要求によりその都度変更するものとする。（リハーサル打合等）

3.5 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領による。

5 その他の指示

5.1 調整等

a) 契約の相手方は、実施計画書を提出後速やかに、総監部募集課の指定する場所にて打ち合わせを行うものとする。

b) 本役務において疑義が生じた場合、若しくは仕様書に定めがない事項については、契約額の範囲内で、その都度、総監部募集課及び契約の相手方で協議するものとする。

なお、契約の相手方は、準備期間及び実施期間において総監部募集課に対する連絡・確認に努めるものとする。

5.2 広告に掲載するデータの取扱

契約の相手方は、官側から引き渡されたデータを修正する必要がある場合、修正したデータについて、官側の承認を受けるものとする。

また、広告に掲載するデータは、官側の許可なく本契約以外での利用をしてはならないとともに、契約終了後、契約の相手方の責任において、広告に掲載するデータを消去すること。

5.3 秘密保全

a) 庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、官側担当者の指示に従い、関係規則等に基づく手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、立ち入りを禁止した区域及び業務に関係のない施設への立ち入りを禁止する。

b) 契約を履行する上で知り得た情報を他のものに漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

5.4 仕様書に関する疑義

仕様書の内容に関し疑義を生じた場合は、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書にない細部については、官側の担当者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

6 調整先

東北方面総監部人事部募集課 計画班

陸曹長 小野里 知子 022-231-1111（内線2426）